

農地法第3条申請における提出書類等一覧

(○…必ず必要なもの ●…内容により必要なもの)

	必要書類等項目	所有権移転 (売買・贈与等)	貸借 (賃貸借・使用貸借)	発行機関など入手先	必要部数
農地を受ける方が個人の場合	農地法第3条 許可申請書	○	○	農業委員会、HP	3
	農地等貸借契約書	/	○	農業委員会、HP	3
	登記事項証明書 (全部事項証明書)	○	○	法務局	1
	印鑑登録証明書	(譲渡人のみ)○	/	役場(町民課)	1
	実印	(譲渡人のみ)○	/	/	/
	認印	(譲受人のみ)○	両者○	/	/
	住民票抄本	(譲受人のみ)○	/	役場(町民課)	1
	営農計画書	(新規就農する場合のみ)●		農業委員会、HP	1
	住民票謄本	(農地を受ける方が市外の方のみ)●		(町外)居住地の市区町村役場	1
	耕作証明書(会長証明)	(農地を受ける方が市外の方のみ)●		(町外)居住地の農業委員会	1
	その他参考となる書類	(必要に応じて)●		/	/
(上記の必要書類等に加え)					
農地を受ける方が法人の場合	現在事項全部証明書(法人)	○	/	各法人	1
	定款の写し	(新規就農する場合のみ)●		各法人	1
	組合員名簿 または株主名簿の写し	(新規就農する場合のみ)●		各法人	1
	法人の会社印	○	/	各法人	/
	営農計画書	(新規就農する場合のみ)●		農業委員会、HP	1
	農地所有適格法人適格要件届出書	(新規就農や定期報告が未提出の場合のみ)●		役場(農業委員会)	1
	耕作証明書(会長証明)	(町外の法人のみ)●		(町外)居住地の農業委員会	1

上記のほか、申請内容に応じて参考となる書類の追加提出を求める場合があります。

(以下、追加書類の例です。なお、下記の事例においても、個別の申請内容により必要書類は異なる場合があります。)

例1	・登記事項証明書(全部事項証明書)における農地の所有者の住所の記載が現住所と異なる場合	戸籍の附票や住民票など (新旧住所が分かるものに限る)	該当の市区町村役場	1
例2	・受ける農地に抵当権や地上権等の権利が設定されている場合	承諾書 (譲受人や借人側の確認書)	農業委員会	1